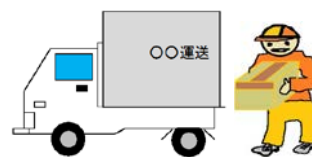


株式会社Q配サービス(特定事業者)
(貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を営む事業者)

- 1 荷主から請け負った配送業務を個人である事業者又は資本金の額が3億円以下の事業者に委託している。

Q配サービス

配送業務を委託



- 2 前記の配送業務の委託料を消費税を含む額で定めているもののうち、一部のもの(以下「本件委託事業者」という。)に対し、平成26年4月1日以後の委託料について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。

※ このほか、事業所、駐車場等の賃貸人であって、消費税を含む額で賃料を定めている個人事業者等約10名(以下「本件賃貸人」という。)に対し、平成26年4月分以降の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分までと同額の賃料を支払った(なお、平成28年2月19日までに本件賃貸人に対して、平成26年4月分に遡って当該引上げ分相当額を支払った。)

勧告の内容

○配送業務に係る委託料について、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件委託業者に支払うこと。

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること。

など

本件委託事業者・本件賃貸人
(特定供給事業者 約2,300名)